

綾瀬市通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成 28 年 6 月

綾瀬市・綾瀬市教育委員会

1 プログラム策定の背景・目的

平成24年4月23日京都府亀岡市において、軽自動車が集団登校中の児童と保護者の列に突っ込む痛ましい事故が発生した。その後も千葉県館山市など全国各地で登下校中の事故が相次いだことから、同年、国、県より市町村に対し、通学路の安全確保の徹底について通知があった。

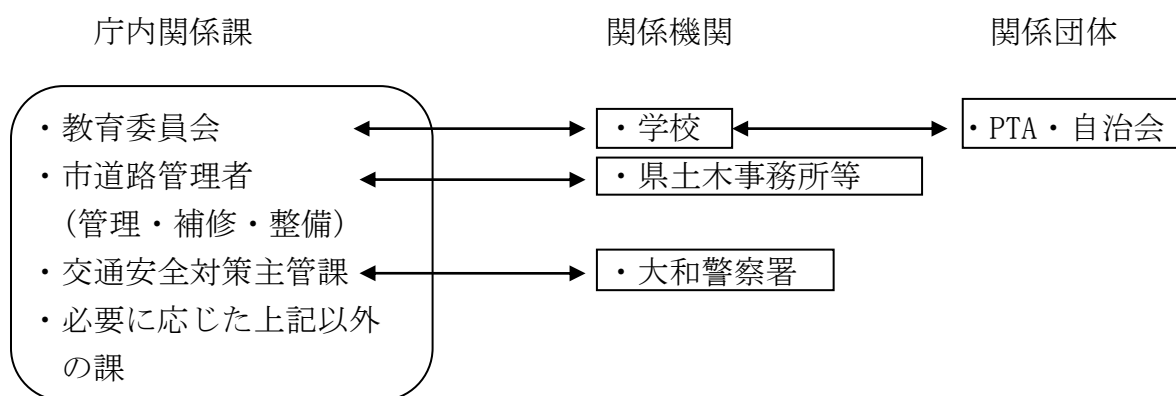
これを受け同年8月に学校、PTA、地域自治会、教育委員会、警察署、道路管理者との各関係機関と緊急合同点検を行い、平成25年度以降の点検については、効率的に実施できるよう、既存の枠組みを活用した各学校の推進体制をもとに安全対策を講じてきた。

平成28年度以降については、従来の点検に加え、さらに関係機関と連携し、通学路の安全確保に向けた取組を行うため「通学路交通安全プログラム」を策定する。

今後は本プログラムを基に通学路の点検を行い、安全確保を図る。

2 推進体制について

推進体制については、以下の庁内関係課と調整会議を開催し、必要に応じて関係機関等とも連携を図り、通学路の安全確保をより一層深めるため、本プログラムの取組を推進する。



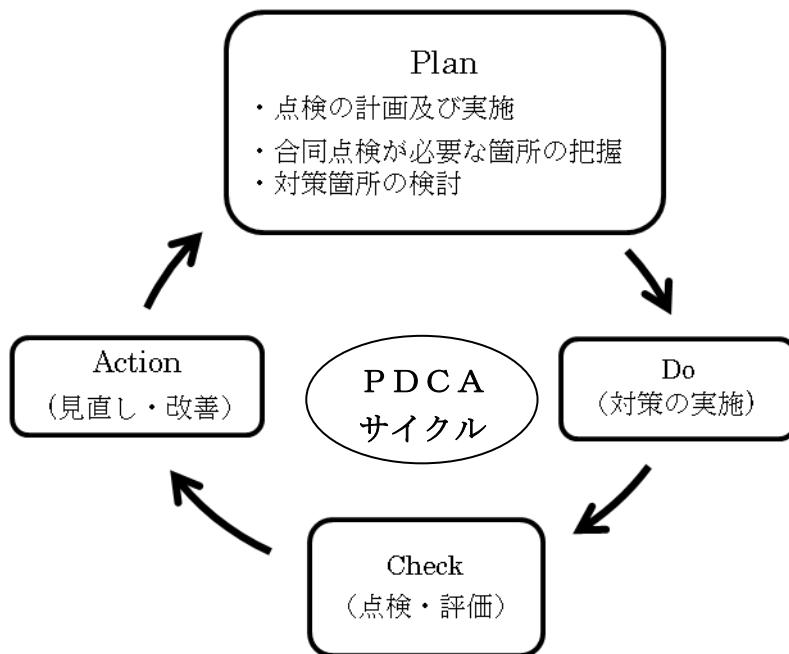
3 取組方針

(1) 基本的な考え方

通学路の安全を確保するため、合同点検を継続して実施し、対策の改善を図る。

この取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図る。

【通学路安全確保のためのP D C Aサイクル】



(2) 合同点検の実施方法・時期 (Plan 計画)

(ア) 各小中学校については、年1回通学路の安全点検を行い、その結果、通常の要望事項と合同点検が必要な箇所に分けて、教育委員会に報告する。

なお、教育委員会は通学路の点検を円滑に実施できるよう、各学校と連携を図るため、小中学校校長会、教頭会に事前説明を行うものとする。

○通常の要望事項・・・合同で点検をする必要がない事項

- 例) ・既存の外側線、カラー舗装、止まれ、停止線及び横断歩道等路面表示の塗り直し
- ・看板の設置、樹木の伐採等

○合同点検が必要な箇所

- 例) ・信号、横断歩道、止まれ、停止線、歩道、外側線、カラー舗装等交通安全施設の新設
- ・周辺環境の変化により急に交通量が多くなった箇所等
- ・交差点の見通しが悪いため、どのような対策を講じて良いか判断が難しい等

(イ) 教育委員会は上記（ア）により報告を受けた場合、速やかに調整会議を開催し、合同点検が必要な箇所について各関係機関と点検の日程を調整する。

また、必要に応じて登下校の時間帯による点検を実施する。

さらに、調整会議において通常の要望箇所を処理担当課ごとに振り分けを行う中で、交通事故の状況や発生件数が多い箇所付近の通学路について、特に危険と思われる箇所がある場合には現地を確認し、各学校から報告があった合同点検が必要な箇所と併せ点検を実施する。

点検を実施する際には追加分として、その旨各学校に連絡をする。

(3) 合同点検の出席者（Plan 計画の実施）

合同点検の出席者については、2の推進体制に掲げた調整会議の各課、関係機関、関係団体のメンバーで構成する。ただし、関係団体については、各校の推進体制が異なるため、各校の実情に沿ったメンバーによって合同点検を実施する。

なお、点検箇所数や日程調整の結果、点検校を数日に分けて実施する。

(4) 対策箇所の検討（Plan 対策箇所の検討）

合同点検の結果から明らかになった対策箇所について、箇所ごとに歩道の整備や道路の拡幅などのハード面の対策や通学路の変更など、具体的に分類し改善を図る。

(ア) ハード面の対策において、用地買収が必要な対策箇所は、短期間的な対応が困難なため、中長期的な課題とし継続して検討を行い、その代替措置を講じ安全確保を推進する。

(イ) 各学校については、児童生徒に対し登下校の注意喚起を行うとともに交通安全教育などソフト面の対策を積極的に推進する。

(5) 対策の実施（Do 実施）

対策の改善にあたっては、改善が円滑に進むよう、関係機関等で連携を図る。

(6) 対策効果の把握（Check 点検・評価）

合同点検後の対策が計画どおり実施されているか、さらに対策困難箇所について、何らかの代替措置が講じられているかを検証する。

また、学校からの情報により、さらに改善が必要かどうか状況を把握する。

(7) 対策の改善・充実（Action 計画の改善、実施体制の見直し）

対策実施後、合同点検の過程や実施方法など体制の見直しをする必要がある

場合には改善を行い、充実を図る。

4 対策内容の公表

合同点検の結果については、学校ごとに対策内容と結果を教育委員会が作成し、情報を共有認識するため、調整会議の各担当課はそれぞれの関係機関に公表し、ホームページへの公表は、市道路管理者が行うものとする。

